環水大大発第 1303061 号 平成 25 年 3 月 6 日

都道府県、大気汚染防止法政令市 大気保全担当部(局) 長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(平成 25 年環境省令第4号) が平成 25 年 3 月 6 日に公布され、即日より施行される。

ついては、下記の事項について、適切に運用されるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 改正の背景及び趣旨

これまでの取組の結果、揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)の 排出量が目標を大幅に上回る削減を達成した状況を踏まえ、事業者の負担軽 減を図り、より効率的な体系作りを推進するため、VOC濃度の測定に係る 規定について、所要の改正を行うこととしたものです。

2 改正内容

大気汚染防止法第17条の12の規定に基づくVOC濃度の測定は、VOC 排出施設を稼働させている時間帯において、最も負荷のかかる時にVOC濃度を測定すればよいことから、年1回以上としました。

なお、今回の改正において、VOC排出施設の休止に係る措置を定めていませんが、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成17年6月17日付け、環管大発第050617001号)第10、2の「1年を通して休止し、VOCを大気中に排出していないVOC排出施設については、引き続きVOC濃度の測定は必要ない。」については、今後も同様に取り扱うこととするので、ご了知ください。

環境省令第四号

大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号)第十七条の十二の規定に基づき、 大気汚染防止法施行規

則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月六日

環境大臣 石原 伸晃

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則 (昭和四十六年) 通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三第一号中「年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、 か

その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が六月以

上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上)」を「年一回以上」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(略) 二 (略) 二 (略)		未満	年一回以上行うこと。	揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法によ()(揮発	の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 / の測定品	第十五条の三 法第十七条の十二の規定による揮発性有機化合物濃度 第十五条(揮発性有機化合物濃度の測定) (揮発:	改正案	大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)
(略) (略)	物	未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。) が六月以上引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月	り、年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から	揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法によ	の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。	第十五条の三 法第十七条の十二の規定による揮発性有機化合物濃度	(揮発性有機化合物濃度の測定)	現行	(傍線部分は改正部分)